

工事費内訳書取扱要領

平成 20 年 7 月 9 日 20 建企第 233 号
最終改正 令和 3 年 3 月 2 日 2 建企第 617 号

第 1 目的

「建設業法」（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 20 条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、長崎県が発注する建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求ることとし、必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象工事

長崎県発注の建設工事のうち、競争入札により実施するもの。

第 3 工事費内訳書の提出を求める時期について

入札時に提出を求めるものとする。

第 4 工事費内訳書の内容及び様式

① 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあっては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）

② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び 1 式表示（入札説明書中の数量総括表（数量書）で 1 式表示となっているものを除く。）を設けないものとする。ただし、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1 式表示を認める。

③ 総合評価落札方式対象工事の技術提案型の場合、①及び②に加え「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1 式計上とすることができまするものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。

総合評価落札方式対象工事の高度技術提案型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。

- ④ 工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の法定の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を算出できる場合は、工事価格の内数として記載するものとする。

第5 工事費内訳書の審査等について

- ① 入札結果等に不自然さ及び談合情報等がない場合

イ) 審査の対象

落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内（特定調達契約の場合は、予定価格の範囲内）で最低価格（総合評価落札方式の場合は、最高評価値）の者。）

落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者。

ロ) 審査の内容

1次チェックを行う。

ハ) 審査の時期

- ・ 指名競争入札及び事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事を除く。）
保留後、落札決定前までに行う。
- ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事。）
保留後、落札仮決定前までに行う。
- ・ 事後審査型入札
落札候補者決定後、落札決定前までに行う。

二) 審査の結果

第6①の1～5に該当する場合（軽微な誤記等を除く。）は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第100条第6号に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

なお、該当者については、別記様式第1号により、その旨を通知するものとする。

ホ) 審査者

工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。）。

ヘ) その他

くじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引き後の対象者の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の入札書が無効となった場合には再度くじ引きにより対象者の決定を行い該当者の工事費内訳書の内容を審査する。

- ② 入札結果等に不自然さがあった場合及び談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合

※「入札結果に不自然さがある場合」とは、以下の例示に該当した場合とする。

- a. 一者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が予定価格を上回っている場合
- b. 落札者を除きすべて同額札であるものなど、通常では考えられないような入札結果となった場合
- c. 最低制限価格を設定している入札において、1者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が落札に有効な価格の範囲（最低制限価格以上予定価格以下）にないもの（但し、ランダム係数次第で、前記の価格の範囲に2者以上入る可能性があるものは除く。）
- d. 前各号に例示する以外に案件毎に発注者（入札執行者）が不自然さがあると判断した場合

- イ) 審査の対象
全入札参加業者。
- ロ) 審査の内容
2次チェック（必要に応じ3次チェック）を行う。
- ハ) 審査の時期
開札後、事情聴取（※長崎県談合情報等対応マニュアルに基づく）前までに行う。
- ホ) 審査者
工事担当課の班長以上と班員（2人以上で行う。）。
- ヘ) 審査の結果
2次、3次チェックの審査結果をもとに、長崎県公正入札調査委員会において、当該入札の有効性の判断を行う。
また、談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札参加者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応することができる。
なお、入札結果等に不自然さがあった場合及び談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合において、入札を有効と判断し落札決定（総合評価落札方式適用工事の場合は、落札仮決定）の手続きへ移行する場合は、落札候補者の工事費内訳書に対して1次チェックを行うこととする。以降の手続きは第5①を準用する。

第6 入札を無効等とする場合の判断基準について

① 1次チェックについて（未提出又は不備があるかの確認）

チェック項目（必須）

| 類型 | No | 未提出又は不備とされる場合 | 備考 |
|--------------------------------------|-----|--|--------------|
| 1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。） | (1) | 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 | |
| | (2) | 内訳書とは無関係な書類である場合 (例：領収書、会社概要など) | |
| | (3) | 他の工事の内訳書である場合 | |
| | (4) | 白紙である場合 | |
| | (5) | 内訳書が特定できない場合 | (注1) |
| | (6) | 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合 | (注2) |
| 2 記載すべき事項が欠けている場合 | (1) | 内訳の記載が全くない場合 | |
| | (2) | 入札公告（共通事項書を含む。）又は入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合 | (注3) (注4) |
| 3 記載すべき事項に誤りがある場合 | (1) | 発注者名に誤りがある場合 | (注3) |
| | (2) | 発注案件名に誤りがある場合 | (注3) |
| | (3) | 提出業者名に誤りがある場合 | (注3) |
| | (4) | 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合 | (注4) |
| 4 その他未提出または不備がある場合 | | | (注3) (注4) |

- (注1) 複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できる場合は、有効として取り扱うことができるものとする。
- (注2) 併せて後出「2次チェック表①」を参照すること。
- (注3) 軽微な誤記の場合（同一性が確認できる場合）は、無効としないことができる。
軽微な誤記として有効とするかどうかについては、「入札・契約事務マニュアル（新改訂版）（平成21年4月付け長崎県出納局）」の「開札に伴う入札書等の審査基準」のうちの「(2)入札書」の取扱いに準ずるものとする。
- (注4) a. 工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。
b. 工事費内訳書中に、「値引き」という項目を設定している場合及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等マイナスで計上すべきものは除く。）がある場合は、入札を無効とする。値引きという項目を設けるのではなく、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載すること。
なお、端数処理についても「値引き」という項目を設定して行わず、現場管理費や一般管理費などで行うこと。
c. 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目が記載されていない場合は、入札を無効とする。
数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目において、数量総括表では数量が1式表示となっていないものを1式表示で記載している箇所があった場合は、入札を無効とする。
ただし、1式表示を行うにつき、入札公告における設計図書等に対する質問等により契約担任者に事前に了解を得た場合は、この限りではない。
なお、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認めるものとする。
d. 総合評価落札方式対象工事において技術提案型及び高度技術提案型の場合で、「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として計上していない場合は、入札を無効とする。ただし、高度技術提案型の場合で、標準案による施工の場合は除く。
e. 総合評価落札方式対象工事の場合で、数量総括表に掲げる費目に対応するものの合計金額（営繕工事にあっては、数量書に掲げる工事種目に対応する合計金額）と「技術提案実施に必要な経費」の合計金額と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。
- (注5) 法定福利費の記載がないことをもって、入札を無効としない。

(例 a) 値引きの項目の設定やマイナス計上はしないこと。

| | |
|----------|-----------------------------|
| (誤) 工事原価 | 10,000,000 円 |
| 一般管理費 | 2,345,600 円 |
| 値引き | <u>45,600 円</u> |
| 工事価格 | 12,300,000 円 (引下げ項目が不明な値引き) |
| (正) 工事原価 | 10,000,000 円 |
| 一般管理費 | <u>2,300,000 円</u> |
| 工事価格 | 12,300,000 円 |

※ 一般管理費など実際に値引いた項目の金額（単価）を引き下げた後の金額で表示する。

(例 b) 数量総括表では数量が1式表示となっていないものを1式表示しない。

| | 数量 | 単価 | 金額 |
|----------|--|----|-------------|
| (誤) ○○○工 | 1 式 | | 1,000,000 円 |
| △△△工 | 1 式 | | 1,500,000 円 |
| □□□工 | 1 式 | | 2,000,000 円 |
| | ↓ | | |
| (正) ○○○工 | | | 1,000,000 円 |
| 内訳 | $100m \times 2,500 \text{ 円} = 250,000 \text{ 円}$ | | |
| △△△工 | $100m \times 7,500 \text{ 円} = 750,000 \text{ 円}$ | | 1,500,000 円 |
| 内訳 | $50 m^2 \times 10,000 \text{ 円} = 500,000 \text{ 円}$ | | |
| □□□工 | $50 m^2 \times 20,000 \text{ 円} = 1,000,000 \text{ 円}$ | | |
| 内訳 | $200m^3 \times 8,000 \text{ 円} = 1,600,000 \text{ 円}$ | | 2,000,000 円 |
| | 1 式 | | 400,000 円 |
| 内訳 | $\diamond\diamond\diamond \text{工 } 300m \times 1,000 \text{ 円} = 300,000 \text{ 円}$ | | |
| | $\blacksquare\blacksquare\blacksquare \text{工 } 500m \times 200 \text{ 円} = 100,000 \text{ 円}$ | | |

② 2次チェックについて

チェック項目（必須）

| チェック項目 | No | 談合の疑いがあるとされる場合 | 具体例（注3） |
|------------------------|----|---|--|
| 様式等の他の入札参加者との比較 | ① | 様式、書式、書体等が他者と同一である場合（注1） | 2者の様式が同一 |
| 金額の他者との比較 | ② | 金額が同一（類似している場合も含む。）である部分が複数者に共通して積算項目の多項目にわたり存在する場合 | 入札参加者10者のうち3者において、積算項目（細別）10項目のうち3項目が同一の金額となっている（ただし、積算単価を公表しており、一致することが予測できる場合を除く。） |
| 表記上の誤りの確認及び他の入札参加者との比較 | ③ | 複数者に共通して同様の表記上の誤り、違い等が存在する場合（積算項目、単位、公表数量、工事名等） | 2者について、「床版工」が「床床版工」となっている等の共通した誤りが4箇所確認される |
| 電子ファイル作成者等の確認（注2） | ④ | 電子データ上当該提出業者以外者の関与が確認される場合 | 他者の内訳書に上書きして作成していた記録が存在 |

（注1） 様式が他者と同一である場合は、関係者間で情報交換を行った可能性があるため、談合の疑いがあるものとして取り扱う。

（注2） 電子ファイルのプロパティ等を確認し、作成者が別の業者名になっていないか、作成日、更新日におかしな点はないか等を確認する。

（注3） 例であり、談合の疑いがあるかどうかについては、案件毎に判断すること。

③ 3次チェック（工事費内訳書の分析）について（分析結果については、適宜事情聴取に反映させる等により活用）

チェック項目（2次チェックに加え、必要に応じて実施）

| 分析項目 | No | 着眼点 |
|---------------------------|----|----------------------------------|
| 様式について、当該者が過去に提出した内訳書との比較 | ⑤ | 当該者が従来使用してきた様式と異なっている等の不自然な点はないか |
| 金額（比率）の他者との比較 | ⑥ | 金額が特定の者に対する一定割合の金額差となっていないか |
| 金額（比率）の官積との比較 | ⑦ | 複数者の金額が官積に対して共通の乖離傾向を示していないか |

第7 提出された工事費内訳書の取扱いについて

- ① 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ② 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ③ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ④ 提出された工事費内訳書は、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。
- ⑤ 落札者が提出した工事費内訳書に社会保険等に係る法定福利費が明示されている場合、当該工事費内訳書は、契約締結後に受注者が発注者に提出する請負代金内訳書として取り扱うことができる。

第8 工事費内訳書の不備で入札が無効となった者の取扱いについて

工事費内訳書の不備で入札が無効になつても、談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わない。

第9 落札決定後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書に不備が判明した場合の措置について

落札候補者の工事費内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

第10 入札参加業者に対する周知方法

- (1) 入札公告共通事項書に、以下の内容を明示する。

- 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に對応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあっては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に對応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を提出すること。
 - ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクランプ控除等を除く。）及び1式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で1式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日付け20建企第233号）」で認められているものを除く。）。
 - ③ 総合評価落札方式対象工事の技術提案型の場合、①及び②に加え、「技術提案」に對応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合は除く。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1式計上とができるものとし、①の合計額と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を入札額と同額とすること。

総合評価落札方式対象工事の高度技術提案型の場合、①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「技術提案」の実施に必要な経費を、

及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。

- ④ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
- ⑤ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ⑥ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ⑦ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ⑧ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

（2）入札執行通知書に、以下の内容を明示する。

- ① 工事費内訳書を入札書の提出期限前までに、入札書と併せて提出すること。
※工事費内訳書を提出するに当たっては、工事費内訳書取扱要領を参照すること。

第11 工事費内訳書の保管期間について

工事費内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から5年間、その他の入札参加者分については入札終了月の翌月から1年間とする。

第12 施行日

平成20年10月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。

ただし、第6①の（注5）の適用については、平成20年10月1日から平成21年3月31日までに入札公告された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

※ 改正

平成21年1月5日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。（平成20年12月10日20建企第587号）

（1）第4及び第10の変更

※ 改正

平成21年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。（平成21年3月27日20建企第872号）

ただし、第6①（注5）のd及びeの適用については、平成21年4月1日から平成21年9月30日までに入札公告又は入札執行通知された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

（1）第4並びに第6①（注5）d及びe並びに第10の変更

※ 改正

平成22年4月1日以降に開札する工事に適用する。（平成22年3月23日20建企第725号）

（1）第2⑤並びに第5②への変更

※ 改正

平成27年4月1日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。

ただし、第6①の（注5）の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに入札公告及び入札執行通知する（長崎県発注の指名競争入札及び設計金額5千万円（建築一式工事は6千万円）未満の一般競争入札）建設工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

※ 改正

平成28年4月1日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。

第6の①1次チェック項目表における類型1の（5）、類型3の項目及びチェック項目表外の（注1）を削除し、以下の付記番号を繰り下げる。チェック項目表外の（注4）のCの前段に「数量総括表の記載」に関する項目と（注5）として「押印」に関する項目をそれぞれ追加する。

※ 改正

平成28年6月17日 総合評価落札方式にかかる記載を修正。

※ 改正

平成30年4月1日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。

社会保険等に係る法定福利費を算出できる場合は、工事価格の内数として記載するものとする。

※ 改正

平成31年3月11日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。

標準型の見直し等記載例を変更。

※ 改正

令和3年4月1日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。

「別記様式第1号」を変更。

別記様式第1号

年　月　日

工事費内訳書の不備による入札無効通知書

住　　所

商号又は名称

代表者名　　様

契約担任者　　印

さきに入札執行しました下記工事については、落札者の決定（総合評価落札方式の場合は、仮決定）を保留していますが、工事費内訳書の審査の結果、貴社の行った入札が無効であることを認めましたので通知します。

記

1. 入札公告日　　○○年○○月○○日

2. 工事番号　　第○○号
工事名　　○○○○○○○○○○○○工事

3. 工事場所　　○○市（郡）○○町○○地内

4. 入札執行の日時　　○○年○○月○○日 ○○時○○分

5. 工事費内訳書の
不備の内容　　○○○○○○

※ 工事費内訳書の不備の内容については、入札を無効等とする場合の判断基準と照らし合わせ、
具体的に記載すること。